

「平成十七年教育委員会告示第四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）」の廃止について

教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室
電話番号：043-223-4005

1 告示の概要

「平成十七年教育委員会告示第四号（千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報）」（以下、「本告示」という。）は、千葉県個人情報保護条例第28条第1項の規定により、千葉県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたものである。

2 廃止理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）の制定による「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下、「法」という。）の改正に伴い、民間、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化された（令和5年4月1日施行）。

このため、本県では、同法の施行日以降は、「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、「千葉県個人情報保護条例」は廃止されることとなった。

「千葉県個人情報保護条例」の廃止により、同条例に基づく本告示が不要となるため、廃止するものである。

なお、本告示の廃止後は、要綱を制定した上で、口頭による「情報提供」に移行する予定である。

3 廃止の内容

本告示を廃止する。

4 パブリックコメントの実施について

実施しない（千葉県行政手続条例第38条第4項第7号に該当）。

5 施行期日

令和5年4月1日